

千葉県告示545号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等として次のとおり確認したので、同法第58条の11第1号の規定により告示します。

令和2年7月6日

千葉市長 熊谷俊人

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設の所在地※1	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法附則第4条第2項の規定による条例で定める基準への適合状況※2	確認年月日
園原 栞	園原 栞		認可外 保育施設		令和2年 5月22日
三和山 千明	三和山 千明		認可外 保育施設		令和2年 6月11日
白石 さやこ	白石 さやこ		認可外 保育施設		令和2年 6月12日
舘林 和美	舘林 和美		認可外 保育施設		令和2年 6月25日

※1 個人のベビーシッターの場合はプライバシー保護の観点から、所在地を非公開とさせていただきます。連絡を取る必要がある場合は、本市へお問い合わせください。

※2 千葉市民の方：適合となっていない施設においても、本市の条例が施行される前の令和2年9月30日までの間においては、無償化の対象施設となります。

他市にご在住の方：適合となっていない施設においても、令和6年9月30日までの間においては、無償化の対象施設となることがあります。詳しくはお住いの自治体にお問い合わせください。